

第 9 章 事後調査

9.1 事後調査の方針

「新潟市環境影響評価技術指針」では、事後調査の実施に関し、以下のように定められている。

第15 事後調査

事業者は、次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象事業に係る工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後の環境の状況を把握するため事後調査を行うものとする。

- (1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合
- (2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合
- (3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合
- (4) 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合
- (5) 環境要素に係る環境影響を受けやすい地域において事業を実施する場合
- (6) 環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域において事業を実施する場合
- (7) 環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがある地域において事業を実施する場合

図 9.1.1 新潟市環境影響評価技術指針 第15

本事業においては、前述のとおり、事業による環境への影響は軽微、または影響を及ぼさないという評価結果であり、「環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある」には該当しないが、工事計画、施設計画等に未確定なものがあるため、実施する計画によって保全対象への影響が著しく変化するおそれがある項目については事後調査を実施する。

9.2 事後調査項目の選定及び方法等

9.2.1 事後調査項目の選定結果とその理由

9.1 事後調査の方針を踏まえて選定した調査項目とその理由を表 9.2.1 に示す。

表 9.2.1 調査項目の選定結果とその理由 (1/3)

項目	調査項目の選定結果						選定理由
	工事の実施			施設の供用			
	建設機械の稼働	資材等の運搬	造成工事・施設の設置等	施設の存在	施設の稼働	廃棄物の搬出入	
大気質	硫黄酸化物				▲		【工事の実施】 建設機械の稼働及び工事車両による大気質の予測結果は、評価基準を満足しており、また、工事期間が限られた一時的なものであること及び環境保全措置を講じることを勘案し、事後調査は行わない。 【施設の供用】 煙突からの排出ガスによる大気質の予測結果は、評価基準を満足しており、また、施設では排出ガスの常時監視や施設の適正管理により、排出ガス基準の遵守が可能と考えられることから、事後調査は行わない。 なお、施設の維持管理においては、常時監視のほか、定期的に排出ガスの測定を実施し、結果を公表するものとする。 廃棄物の運搬車両による大気質の予測結果は、評価基準を満足しており、また、環境保全措置を講じることを勘案し、事後調査は行わない。
	窒素酸化物		×		▲	×	
	浮遊粒子状物質		×		▲	×	
	粉じん等	×	×			×	
	有害物質					▲	
騒音	▲	×			○	×	【工事の実施】 建設機械の稼働及び工事車両による騒音及び振動の予測結果は、評価基準以下、または、現況非悪化となっており、また、工事期間が限られた一時的なものであること及び環境保全措置を講じることを勘案し、事後調査は行わない。 なお、工事においては、工事業者に対し、敷地境界における騒音・振動の基準を設け、工事管理の観点から測定を実施するものとする。
低周波音					○		
振動	▲	×			○	×	【施設の供用】 施設の稼働による騒音、低周波音及び振動の予測結果は評価基準を満足しているが、機器配置等により環境への影響が大きくなるおそれがあることから、事後調査を実施する。 廃棄物の運搬車両による騒音、振動の予測結果は、評価基準以下、または、現況非悪化となっており、環境保全措置を講じることを勘案し、事後調査は行わない。

○ : 事後調査を実施する項目

× : 事後調査を実施しない項目

▲ : 事後調査は実施しないが、維持管理や工事管理において、測定等を行う項目

空欄 : 環境影響評価項目としていない項目

表 9.2.1 調査項目の選定結果とその理由 (2/3)

		調査項目の選定結果						選定理由
		工事の実施			施設の供用			
		建設機械の稼働	資材等の運搬	造成工事・施設の設置等	施設の存在	施設の稼働	廃棄物の搬出入	
悪臭						×	<p>【施設の供用】</p> <p>煙突からの排出ガス及び施設からの漏洩による悪臭の予測結果は、評価基準を満足しており、また、環境保全措置を講じることを勘案し、事後調査は行わない。</p>	
水質	水の濁り			▲			<p>【工事の実施】</p> <p>水の濁りについての予測結果は、現況非悪化となっており、濁水処理方法は未確定ではあるが、工事業者に対し、予測で用いたSS濃度を排水基準として設け、その測定をすることにより、基準の遵守が図れること、また、工事期間が限られた一時的なものであることから、事後調査は行わない。</p>	
	有害物質			▲			<p>【工事の実施】</p> <p>工事において、砒素が含まれる可能性がある地下水の揚水を行うが、遮水性の高い山留壁の構築等による揚水量の低減を図る工法を採用するとともに、排水する場合には工事業者に対し、排水基準を設け薬剤処理を行い、その処理水のモニタリングにより、基準の遵守が図れること及び工事期間が限られた一時的なものであることから、事後調査は行わない。</p>	
地盤	地盤沈下			×			<p>【工事の実施】</p> <p>環境保全措置により、地下水への影響が低減できると考えられ、また、工事期間が限られた一時的なものであることから事後調査は行わない。</p>	
土壌	土壌汚染			×			<p>【工事の実施】</p> <p>土壌調査の結果、対象事業実施区域内で1区画を除き土壌汚染がないことを確認しており、また、その区画において、汚染土壌がある深度までの掘削を実施しない計画であるため、事後調査は行わない。</p>	
動物 (ハクチョウ類)		×	×	×	×		<p>【工事の実施・施設の供用】</p> <p>工事の実施及び施設の供用がハクチョウ類の飛行コースや採餌場に及ぼす影響は軽微と予測され、また、環境保全措置を講じること勘案し、事後調査は行わない。</p>	
景観					×		<p>【施設の供用】</p> <p>新潟市景観計画における景観形成基準に基づき、周辺環境と調和する施設の形態・意匠・色彩を採用する計画であり、施設の存在が景観に及ぼす影響は軽微と予測されるため、事後調査は行わない。</p>	

○ : 事後調査を実施する項目

× : 事後調査を実施しない項目

▲ : 事後調査は実施しないが、維持管理や工事管理において、測定等を行う項目

空欄 : 環境影響評価項目としていない項目

表 9.2.1 調査項目の選定結果とその理由 (3/3)

	調査項目の選定結果						選定理由
	工事の実施			施設の供用			
	建設機械の稼働	資材等の運搬	造成工事・施設の設置等	施設の存在	施設の稼働	廃棄物の搬出入	
廃棄物			×		×		<p>【工事の実施】 発生する廃棄物は分別を徹底し、資源化及び適正処理する計画であり、工事の実施に伴い発生する廃棄物が環境に及ぼす影響は軽微と予測されるため、事後調査は行わない。</p> <p>【施設の供用】 適切な燃焼管理により灰の未燃分発生量を減少させる計画であり、施設の稼働に伴い発生する廃棄物が環境に及ぼす影響は軽微であると予測されるため、事後調査は行わない。</p>
温室効果ガス	×	×			×	×	<p>【工事の実施】 工事期間が限られた一時的なものであること及び環境保全措置を講じることを勘案し、事後調査は行わない。</p> <p>【施設の供用】 本事業に伴う市内焼却施設の 4 施設から 2 施設への統合及び新施設での効率的な廃棄物発電により、温室効果ガス発生量は減少し、環境に及ぼす影響は現況より低減すると予測されるため、事後調査は行わない。</p>
文化財			×	×			<p>【工事の実施】 本市歴史文化課において、試掘調査結果や過去のボーリング調査等を踏まえ、対象事業実施区域において遺跡が確認される可能性は低いという判断であったことから事後調査は行わない。</p>

○ : 事後調査を実施する項目

× : 事後調査を実施しない項目

▲ : 事後調査は実施しないが、維持管理や工事管理において、測定等を行う項目

空欄 : 環境影響評価項目としていない項目

9.2.2 事後調査の方法等

事後調査の方法等を表 9.2.2 に示す。

なお、事後調査結果については、新潟市ホームページ等で公表するものとし、調査において環境への著しい影響が確認された場合やそのおそれがある場合には、必要な措置を講じることで環境影響の回避や低減を図るものとする。

表 9.2.2 事後調査の方法等

調査時期・期間等	調査項目	調査方法	測定地点
【時期】 施設が定常の状態 で稼働する時期 【期間等】 1 回（平日 24 時間）	施設の稼働による 騒音	時間率騒音レベルについて、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号）及び「環境騒音の表示・測定方法」（JIS Z 8731）に規定する方法に基づき測定する。	対象事業実施区域の東側敷地境界において、新施設の機器配置等を踏まえ、各調査項目の影響が最大となる地点
	施設の稼働による 低周波音	G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベル（平坦特性音圧レベル）について、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」（平成 12 年 10 月 環境庁大気保全局）に定められた方法に基づき測定する。	
	施設の稼働による 振動	時間率振動レベルについて、「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法に基づき測定する。	